

市有財産売却随意契約

申 込 要 領

申込みをされる方は、この要領をよく読み、
内容を十分に把握したうえで、申込みください。

令和 7 年 6 月

日 置 市

総務企画部財政管財課

目 次

随意契約	2
随意契約申込要領	4
土地売買契約書	
物件番号 1	8
物件番号 2	12
物件番号 3	16
様式	
「市有財産売却随意契約申込書」	20
「誓約書」	21
「役員一覧表」	22
「委任状」	23
「滞納のない証書」申請書記載例	24
物件調書・案内図・明細図	
物件 1	25
物件 2	27
物件 3	29

【本件に関するお問い合わせ先】

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市 総務企画部 財政管財課 財産活用係

電話 099-248-9402 (直通)

随意契約

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条第 1 項の規定により、土地の売却について、次のとおり随意契約（以下「契約」という。）にて執行する。

令和 7 年 6 月 2 日

1 売払物件

物件番号	所在地	区分	数量 (㎡)	売却価格 (円)	備考
1	日置市日吉町吉利字新地802番 5	土地	948.00	246,000	1 筆
2	日置市伊集院町下神殿字樋ノ原1147番 3 日置市伊集院町下神殿字樋ノ原1147番 5 (持分 2 分の 1)	土地 (建物付)	715.00	4,237,000	1 筆 居宅 1 棟
3	日置市日吉町吉利字城堀1078番 1	土地	1943.23	2,342,000	1 筆

(注) 1 すべて現状有姿での売払いとなる。

2 数量は、実測数量による。

2 契約申込みの受付期間及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 8 月 29 日（金）まで
いずれも午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。
- (2) 場所 日置市役所総務企画部財政管財課
日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

3 契約手続等

契約を希望する者は前記 2 の (1) の期間内に市有財産売却随意契約申込書を前記 2 の (2) の場所へ持参すること。

4 現地説明会

実施しない。

申込みに当たっては、必ず事前に現地を確認すること。

5 申込みに必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 3 第 1 項に規定する行為を制限された市職員
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号又は第 6 号に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第 147

号) 第5条第1項に規定する観察処分決定を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員

(5) (3)又は(4)に掲げる者から委託を受けた者

(6) 日置市税に未納がある者

6 契約の相手方の決定方法

有効な申込書を最初に提出した者を契約の相手方とする。ただし、同一物件に対し同一日に2以上の申込書の提出があった場合には、当該申込者にくじを引かせて契約者を決定するものとする。

7 契約不履行

6において、契約の相手方の決定を受けた者は、当該決定を受けた日から10日以内に記名押印した契約書案を提出するものとする。ただし、期間内に契約書案を提出しない場合は、当該決定は無効とする。

8 代金の支払方法

売買代金は、契約締結と同時に即納又は契約保証金(契約金額の100分の10以上の額)を納付後、市が発行する納入通知書により契約締結の日から30日以内に納入すること。

9 契約上の特約(用途の制限)

(1) 所有権移転の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項の性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(2) 売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団の事務所の用に供してはならない。

(3) 売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

10 契約内容の公表

契約締結した物件については、その契約内容(物件所在地、区分、数量、契約年月日及び買受人の個人・法人の区分)を公表する場合がある。

11 その他

詳細については、市有財産売却随意契約申込要領による。

12 問合せ先

日置市総務企画部財政管財課財産活用係

電話 099-248-9402(直通)

随意契約申込要領

日置市が行う市有財産売却随意契約に申込みされる方は、次の各事項をご承知の上、申込みしてください。

1 売却に付する物件

売却に付する物件、契約申込の受付期間及び場所、契約手続き等は、「随意契約公告（以下「随契公告」という。）」のとおりとします。

2 売却申込み

随契公告の「2 契約手続等」により、次の書類を添付して持参してください。

①個人の場合	ア 住民票の写し イ 誓約書 ウ 印鑑登録証明書 エ 滞納のない証明書 （日置市税に未納がない旨の証明） ※本市に納税義務が無い場合は不要
②法人の場合	ア 登記事項証明書（現在事項） イ 誓約書 ウ 印鑑証明書 エ 役員一覧 オ 滞納のない証明書 （日置市税に未納がない旨の証明） ※本市に納税義務が無い場合は不要

注1 住民票、登記事項証明書（現在事項）及び印鑑（登録）証明書は、交付の日から1ヶ月以内のものを添付してください。

2 申込書及び誓約書に押印される印鑑は、印鑑登録されている印鑑を使用してください。

3 滞納のない証明書は、本市の発行する市税の証明書を添付してください。

3 申込みに必要な資格

随契公告の「5 申込みに必要な資格」を有する方はどなたでも申し込めます。

4 物件の確認

物件調書に概要を記載していますが、参考資料ですので参加申込みを行う前に必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

5 契約条件

契約に付する主な条件は、次に掲げるとおりです。8ページ以下に示す土地売買契約書の案文をよく確認の上、申込みしてください。

(1) 用途の制限

ア 契約の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業の用に供してはならない。

イ 売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

ウ 売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

(2) 実地調査

前記（1）の履行状況を確認するため、市は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、買受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ることはできない。

(3) 違約金

買受人は、前記（1）の条件に違反した場合、売買代金の3割に相当する額を、（2）の調査を拒み、若しくは妨げ又は報告を怠ったときは、売買代金の1割に相当する額を違約金として市に支払わなければならない。

6 相手方の決定

最初に有効な申込書を提出された方を契約の相手方とします。ただし、同日に複数の方から申込があった場合は、くじ引きにより決定します。

7 くじによる相手方の決定

相手方となるべき申込をした者が2人以上いる場合は、当該申込者にくじを引かせて相手方を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該売却事務に関係のない日置市職員にくじを引かせます。

8 契約案の提出

契約の相手方と決定した日から10日以内に別に定める様式の契約書案に記名押印して提出していただきます。

9 契約の締結等

(1) 契約の確定等

ア 契約は、日置市が買受人とともに契約書に記名押印したときに確定します。

イ 契約は、必ず「買受人」名義(共有名義で売却申込みした場合は「共有者全員」)で契約していただくこととなります。

ウ 買受人は、売却物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利を第三者に譲渡することはできません。

(2) 契約保証金

ア 買受人は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上(円未満切上)に相当する金額を、日置市の発行する納入通知書により現金を納付しなければなりません。

イ 契約の締結と同時に売買代金の全額を納付する場合には、前項に定める契約保証金を納付する必要はありません。

ウ アの契約保証金は、売買代金に充当します。

(3) 契約不履行

買受人が8に規定する契約書案を提出しないとき又は契約の締結に応じない場合には、その決定は無効となり、買受人が納付した契約保証金は市に帰属することとなります。

10 売買代金の支払

売買代金は、契約の締結と同時に、売買代金の全額を納付するか、又は9の(2)に定める契約保証金を納付した後、売買代金の残額を市の発行する納入通知書により契約締結の日から30日以内に納付しなければなりません。

11 所有権の移転等

(1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、直ちに現物を現状有姿のまま引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、市が買主の請求により所有権移転登記の囑託を行います。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受人の負担となります。

12 その他

本要領に定めのない事項は、関係法令及び日置市の条例、規則等の定めによる
ところによって処理します。

【参考】

売買契約書貼付の印紙税の額（令和9年3月31日まで）

〔契約金額〕	〔収入印紙の額〕注
10万円を超え 50万円以下のもの	200円
50万円を超え 100万円以下のもの	500円
100万円を越え 500万円以下のもの	1千円
500万円を越え 1千万円以下のもの	5千円
1千万円を越え 5千万円以下のもの	1万円
5千万円を超え 1億円以下のもの	3万円
1億円を超え 5億円以下のもの	6万円
5億円を超え 10億円以下のもの	16万円
10億円を超え 50億円以下のもの	32万円
50億円を超えるもの	48万円

注 収入印紙の額は軽減措置（租税特別措置法第91条）を適用した額を記載して
います。

登録免許税額（令和7年4月現在）

$$\text{登録免許税額} = \text{課税標準額（注1）} \times 15/1000 \text{（注2）}$$

注1 課税標準の価格は、固定資産税課税台帳価格（入札物件の近傍宅地の固
定資産税課税台帳に比準して算出）により算出されます。

2 令和8年3月31日までの特例税率（租税特別措置法第72条、税率を本則
の1000分の15に軽減）を適用した率となります。